



平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 昌 宏
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

経営監視委員会の解散に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 24 日開催の取締役会において、経営監視委員会の解散を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経営監視委員会発足の経緯及びその活動

平成 27 年 2 月 5 日付「経営監視委員会発足に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社は、第三者調査委員会から受領した平成 26 年 12 月 12 日付調査報告書及び同月 18 日付追加報告書を踏まえ、当社の企業風土と経営管理体制のあり方を抜本的に見直すことを目的として、外部有識者 3 名の構成により、当社取締役会の諮問機関として経営監視委員会を発足させました。

同委員会は、発足以降、毎月 1 回又は 2 回程度の頻度で経営監視委員会を開催する他、全ての当社取締役会にも出席し、当社の経営上重要な課題である以下の 3 点（以下「本件」といいます。）を中心に、全面的に指導、助言、監視、監督等を行ってまいりました。

- ① 経営体制の整備（組織体制の再構築、取締役会の強化等）
- ② 再発防止策の実施状況
- ③ コンプライアンス体制の再構築

2. 経営監視委員会解散の判断に至った経緯

(1) 当社における再発防止策の取組み

平成 26 年 12 月 19 日付「第三者調査委員会からの追加報告書の受領及び再発防止策に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、以下の再発防止策を掲げ内部管理体制の強化に取り組んでまいりました。

① コーポレート・ガバナンスの見直し

・取締役会の機能強化

平成 27 年 3 月 20 日以降、社外取締役を 3 名配置し外部からの意見を十分に考慮した上で取締役会の決議を行う体制を整えた結果、取締役会における牽制機能が強化されました。

・経営管理部門の強化

平成 27 年 2 月 5 日付にて最高財務責任者（CFO）の職位を新設し、財務・会計に精通した人材を招聘することで、経営管理部門による業務執行に対する監視監督機能は十分に機能しております。

・内部監査室の充実

内部監査経験を有する公認会計士を内部監査専任担当者として内部監査室に配置し、独立性及び専門的知識を有した人員体制を強化いたしました。

②売上を過度に重視する経営方針の見直し

予算策定プロセスを見直し、実質的にトップダウンで策定されていた予算について、各事業部から達成可能な予算の積み上げにより策定されるものへと改善いたしました。

③法令遵守体制の強化

与信管理手続きの見直しを実施いたしました。また、決裁権限基準に基づいた適切な決裁を行うプロセスを構築し、さらに、反社会的勢力排除審査マニュアルを新設し、反社会的勢力排除に関する社内教育も実施しております。

④電源開発事業の見直し

会計処理の訂正を要する取引の中心となった、転売目的の太陽光発電所の売買ビジネスは、仕掛中の案件を除いて中止しており、また、自主電源の開発も停止しております。

⑤IR制度の改善

平成27年1月にIR業務を専属的に担当する部署を新設し、同年5月には、内規の情報開示規程及び適時開示実施要領を施行しました。また、開示情報について当該部署で一元管理し、そこから各関係部門長による開示内容の審議を経たうえで開示に至るというプロセスを再構築いたしました。

(2) 内部管理体制の改善による特設注意市場銘柄及び監理銘柄（審査中）指定の解除

当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という）より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いことを理由として、平成26年1月29日付にて特設注意市場銘柄に指定されました。

また、平成28年7月29日をもって当該指定から1年6ヶ月が経過することとなり、当社は、同日、東京証券取引所に内部管理体制確認書を再度提出いたしました。その確認書に基づき当社の内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合には、当社株式の上場廃止が決定されるため、当社株式について上場廃止となるおそれがあると判断され、同日付にて監理銘柄（審査中）に指定されました。

当社は、この事態を深く反省し、(1)記載のとおり、全社一丸となって再発防止策等に取り組んだ結果、特設注意市場銘柄指定の原因となった取締役会の監視・牽制機能の有効性に関連した当社の取組みが適切に行われていることが確認できたこと、また、その他に特設注意市場銘柄指定となった原因の改善状況を含め、内部管理体制等に問題があると認められないことから、当社株式の特設注意市場銘柄及び監理銘柄（審査中）の指定が平成28年9月24日付で解除されました。

(3) 経営に対する監視体制の維持

(1)に記載しました当社の経営体制の強化に関する取り組みにつきましては、経営監視委員会から一定の評価を受けております。併せて、今後も経営の意思決定に対する監視体制が維持されると評価されており、経営監視委員会の各委員より経営監視委員会の解散について同意をいただけたことから、本日付の取締役会において、経営監視委員会を解散することを決議いたしました。

3. 今後の内部管理体制強化について

今後におきましては、本日開催いたしました定時株主総会にて株主の皆様にご承認頂きました新たな経営体制の下、全社一丸となって、内部管理体制の更なる強化に向けた取り組みを行うとともに、本年3月22日に開示しました中期経営計画の着実な実現により、企業価値及び株主価値の向上に向けて最善を尽くしてまいります。

今後とも当社事業へのご理解とご支援を賜りますよう、何卒宜しく願いいたします。

以上